

# タウンズメンレポート

大阪市と堺市にまたがる一級河川大和川

## 見捨てられた阪堺大橋



阪堺大橋の裏側、軽量鉄骨と鉄板でできている。昭和61年に架替後は放置

1980年代、橋の橋脚は再利用したまま橋の付け替えが進められた



見比べて下さい。上は府道29号線、阪堺大橋、旧南海線の橋脚2本  
下は府道30号線、遠里小野橋(桁裏格子構造)。右図: 6本の橋脚で支えられている。



梅新から大国町までの御堂筋(26号線)は大型車通行止めのため、新たにわ筋を通り、阪堺大橋に集中する

阪堺大橋は1986年(昭和61年)に上の土台をやり替えて今日に至る。(P1の写真)。当時、大型車は5t車が主流だった。いまや50t車100t車の時代である。軽量鉄骨で大きな災害に橋梁が持つはずがなく、早く海側に湾岸道路を建設するよう議会や委員会も通し要望しているが、40年経ってもまったく話に応じない。阪堺大橋の被災や水没は天災でなく人災である。

西側から神戸方面や国道2号、東からは国道1号や国道25号、府道30号方面から南下する車(特に大型車や特殊自動車)は、今や上の図のように新なにわ筋に集中し、阪堺大橋を通ることになっている。

… 目次 …

- ・見捨てられた阪堺大橋 .....P1
- ・下水道局、建設局への編入 .....P4  
建設局、下水業務をクリアウォーターOSAKA株式会社に移譲
- ・公園局(ゆとりとみどり)の編入 .....P5  
一部署に格下げして各公園事務所に運営を丸投げ
- ・地域活動協議会 .....P6  
約16億円補助金の用途を調査
- ・区役所の対応悪さに情報公開 .....P8
- ・編集後記 .....P8



南港通り北詰

南港コンテナ埠頭



南港コンテナ埠頭のコンテナの一部。船一隻で7千個のコンテナが積載されてくる。ふ頭には何万個のコンテナが積まれている。右図は、北加賀屋交差点をピストンで輸送する大型コンテナ積載車。この左折道路、(南港通り)は大型車は通行禁止である。

令和6年11月6日、道路法違反車両の対策のため、3年連続で特殊車両の取締りが南港通りで実施されました。しかし違反車は一向に減ることはなく、脇道に侵入する大型車は増える一方です。



読者より投稿



21:03

北加賀屋の交差点でタクシーが左折とちったみたい🚕🚦  
ぶっ倒れてるわ🚧👉  
慶に被害なくて良かった😊

# 下水道局、建設局合弁の弊害

## 震災に成れば誰が指揮を執るのか 予算がない委託業者クリアウォーターでは無理、復局を

建設局下水道課下請けクリアウォーターOSAKA(株)が業者に渡した1枚の土地使用承諾書で問題が起き裁判沙汰になろうとしていた。この起こりはクリアウォーターが渡した承諾書にあった。右下承諾書にその他 ②「**上記私有地に設置している、民々境界明示杭・境界明示鉄等が支障となる場合は、土地所有者において責任をもって復元すること。**」  
現地に赴き調査する。多くの車が行き来する大阪市の準認定公衆用道路であった。指摘すると当然、「**大阪市において責任をもって復元する**」に変わった。(右下の下)

行政の怠慢で引継ぎもせず素人に丸投げし  
裁判問題にまで発展寸前の現場



#### 4. その他

- ① 公共下水道敷設後において、当該土地の所有権を第三者に移転する場合にも、この承諾を継承します。
- ② **上記私有地に設置している、民々境界明示杭・境界明示鉄等が支障となる場合は、土地所有者において責任をもって復元すること。**

#### 4. その他

- ① 公共下水道敷設後において、当該土地の所有権を第三者に移転する場合にも、この承諾を継承します。
- ② 上記私有地に設置している、民々境界明示杭・境界明示鉄等が支障となる場合は、**大阪市において責任をもって復元すること。**

下水道局が建設局に繰り込まれ、下請けクリアウォーターOSAKA(株)になって予算がないとあって復旧が8か月も捨て置かれている現場

復旧予算無しと返答  
2024年12月11日



2024年3月29日工事



下水本管を通した路地  
(昭和50年頃)

2023年10月4日、下水が詰まると相談を受けた。建設局に言うとは下請けのクリアウォーターが対応し、私有地だから工事ができないと言って、再三のお願いも相手にしない。昭和50年代、水洗工事が始まった頃に当時の下水道局が路地に下水本管を入れ、いずれ各戸に集水桝を設置する約束だったことを伝えると、調べがついたのかその後2024年3月29日になって工事を着工したが、2024年12月になっても予算がないと言って復旧工事が捨て置かれている。

# 建設局に公園局合併の弊害



昔は、扇町公園は森であった。地元住民の憩いの場所である。市は公園を空地と勘違いし、区役所や保健所、テレビ局を誘致。公園は上記のありさまになった。扇町公園事務所松本所長は「市民に選ばれた議員による議会で決まったことを実行するのが民主主義だ」と言明、木の伐採を議会の責任にした。町に看板を立てビラを配り住民と丁寧に話し合うのが所長の仕事だろう。



電話の奥で女性の叫び声が聞こえてくる。「公園の桜の木が切られている平川さん助けて下さい」大小200本程の木々が切り倒されていた。長居公園事務所長を呼び工事を中止させ事情を聴く、地域活動協議会会長の了解を得たのでと話す。看板も立てず、告示もせず、地域にビラも配らず、扇町公園公同様抜き打ちに木の伐採をした。補助金の問題もあるし、公の場で話し合いをしたいと思い大阪市24区の地域活動協議会対し情報公開に踏み切る。



西成区花園公園、萩之茶屋地域活動協議会は年間45万円の補助金を使い、市民に開放せず、公園を私物化している。八幡屋公園事務所は開放するには地活協の了解があると話す。上の扇町公園と見比べて下さい。

# 大阪市地域活動協議会に 補助金 16億円配布

## 使途追及情報公開 24 区の調査開始

税金である補助金を不明瞭に受給していることが判明  
バスのチャーターなど必要のない交通費、クレジットカードのポイントの獲得、短時間での弁当の支給、特定業者（仕出し屋、印刷屋、便利屋など）への発注など 地活協の役員や町会長など一部の特定者が利益を受けている。 不公平だと思いませんか？

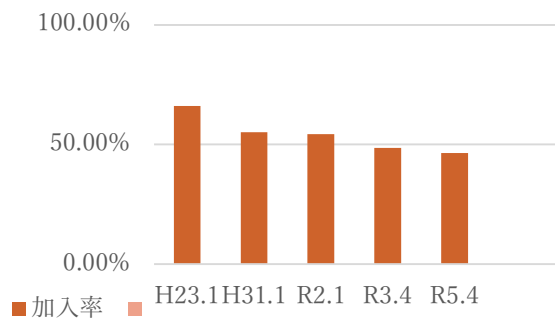
平成24年策定の市政改革プランにより設置。校区等を単位としてすべての住民組織、ボランティア団体、NPO、企業などの市民活動団体が民主的で透明性を確保しながら地域課題に対応することを目的とする連合組織となっている（大阪市の補助金要綱等による）

大阪市のホームページより



福島区役所情報提供の  
意見交換

町会加入率（大阪市が連合町会に委託して調査）



右上図は大阪市連合町会が作成した町会加入者のグラフである。

身内の調査にもかかわらず、今年度内にも4割を割ろうとしている。

大阪市は、補助金の使途を地域活動協議会（連合町会）に委託しているのに町会がどのような組織か全く理解していない。連合町会は任意の団体である。当然、町会に加入しない人には補助金は渡さなくてよいと考える。

隣のマンションは町会に加入していない、補助金使用には対象外。右隣のおばあさんは町会費を払っていないので、弁当も支給されず、差別される。

大阪市が地域活動協議会に補助金の分配を委託するのは、6割の市民に配らなくてよいということになる。補助金は大阪市民全員に配布すべきである。

令和5年11月2日大阪市24区に情報公開請求を行ったが、3区で7000枚にもおよび、用紙代だけで7万円必要になった。24区の情報公開をすれば168万円もかかります。予算の都合もあり、今回は住吉、住之江、西成区の情報公開にとどまった。自分の区の現状を知りたいと思われる方がおられましたら、公開の仕方を助成いたします。連絡下さい。



公開された公文書の一部



半年かけ書類審査するNPOタウンズメンの会員

『地域活動協議会』  
そもそも何ですか  
住民差別の団体で  
他ならない

**連合町会長の気に入らない団体は地域活動協議会に入れない!!**

地域活動協議会（連合町会）を構成する各種団体には補助金が支出される。連合町会とそぐわないボランティア団体やNPOは地域活動協議会の構成団体になることが出来ず、大阪市からの補助金を受けることが出来ない。地活協を認定する区役所に聞くと「地活協（連合町会）に言ってくれ」というだけで、住民団体ではなく、連合町会を優先している。

同じ地域住民でありながら心ある活動をしているボランティア団体やNPO団体に対して不公平であり、差別です。

# 区役所の対応悪さに情報公開

ここ2・3年 区役所において市民に対する窓口の職員対応のまずさが目につく 仲間の中にも同調する者もあり 町の人々からも不親切だと苦情が寄せられている ひょっとしたら委託・派遣社員ではないかと思い 大阪市 24区役所に下記の要綱で情報公開に踏み切る



情報公開室の理事長

(別 添) (令和6年4月1日現在)

大阪市24区、区役所別に以下について情報公開(提供)されたい。

- 1 正職員、短時間勤務職員、臨時的任用職員、委託事業として区役所内で働いている派遣職員のそれぞれの人数及び区役所内での配置(勤務場所)状況。
- 2 委託事業として区役所内外で事務(業務)委託(窓口業務・相談業務のみ)を受けている事業主名及び委託内容(仕様書による)。
- 3 同じ区役所において、5年～10年まで勤務している人、10年～15年まで勤務している人、15年以上勤務している人の氏名及び区役所内での配置(勤務場所)状況。

大阪市は、「市政改革」として平成25年2月頃から平成28年にかけて区役所の業務についてほとんど価格競争入札によらないで民間の業者を選定して、その事業者の従事者を区役所内の各部署に配置して業務に当たらせるようになった。

市民は窓口で市職員と委託業者の社員との区別がつかず混乱が生じ、市職員の態度が悪いと言い争いになり、全ての区役所で警察官にお世話になっていると話す。

調査の途中であるので詳しく見ていないが、委託業者との契約書を見る限り、市民に対して丁寧に應對して下さいとは書いてない。事件が起きても自分らで解決すること、市の職員は、委託職員に注意したいことがあれば、マネージャーを通して話をして下さい。

一日3時間のパートやアルバイトの時間のない人に 5年・10年と市民に対応して来た市職員のまねをしろというのはとても無理な話である。委託を中止し市職員の復帰を願う。



区役所の人たちと質疑応答

## ◇◇編集後記◇◇

平成25年始まった「市政改革」は、各局にも波紋を投げている。調査はこれからだが、建設局に編入された下水道局が、さらにクリアウォーターOSAKA という会社を設立、業務を委託しているのである。

この会社によって下水道局は運営されており、本誌(P4)のように従来の下水道局からの引継ぎが何もなされていない。予算がないないと言って普及もしない。時代はかわったのである。震災に備え、委託業者に任さず、早々に従来の独立した責任者のいる下水道局に戻すべきである。

公園局も建設局に合併され機能を失っている。花園公園(P5)の様に、ほとんどの公園は地域活動協議会(連合町会)が私物化している。木は生き物である。委託業者に任さず公園局の復活を切に望む。

理事長:平川司

(X:@tukasa3856 フォローください)